

重 要 事 項 説 明 書

特別養護老人ホーム 山 科 苑

重要事項説明書

(施設介護サービス利用契約書)

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 緑寿会
法人所在地	京都市山科区大塚野溝町3番地
電話番号	075-593-0800
代表者氏名	理事長 吉澤英樹

2 ご利用施設の概要

施設の名称	指定介護老人福祉施設 山科苑
指定番号	京都府 第 2674100025
施設の所在地	京都市山科区大塚野溝町3番地
電話番号	075-593-0800
ファクシミリ番号	075-593-0251
代表者氏名	施設長 岸田光彦
定員	50名

◇併設事業

短期入所生活介護	平成 5年10月25日指定	定員 8名
通所介護	平成 6年 6月21日指定	定員 30名
居宅介護支援事業	平成12年 4月 1日指定	

4 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、介護老人福祉施設の指定を受け、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
施設運営の方針	当施設にあつては、明るく家庭的な雰囲気を有し、利用者の自立支援をモットーにさまざまなニーズに即応した温かな介護・看護に努めます。地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努めます。

5 居室の概要

設備の種類	数
1人部屋	1 室
2人部屋	1 室
3人部屋	1 室
4人部屋	1 3 室
食 堂	2 室
機能訓練室	2 室
浴 室	一般個浴 2カ所
医務室	1 室
静養室	1 室

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	保有資格
施設長（管理者）	1	社会福祉士 主任介護支援専門員
生活相談員	2	介護支援専門員・介護福祉士 1名
介護職員	2 3	介護福祉士 1 4名 社会福祉士 1名
生活支援員	6	
看護職員	4	看護師 2名 准看護師 2名
機能訓練指導員	(3)	兼務：看護師 1名 准看護師 2名
介護支援専門員	(5)	兼務：生活相談員 介護職員
施 設 医	1	
栄 養 士	1	管理栄養士 1名
事務員	2	

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施 設 長	正規の勤務時間帯（ 8：30～17：30）常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯（ 8：45～17：45）常勤で勤務
介 護 職 員	早出（ 7：30～16：30） 日勤（ 8：45～17：45） 遅出（11：00～20：00） 夜勤（17：00～ 9：30） 夜間帯は2名体制
看 護 職 員	日勤（ 8：30～17：30） 遅出（ 9：30～18：30） ◇原則として2名体制で勤務します。 ◇夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
機能訓練指導員	日勤（ 8：30～17：30）
介護支援専門員	生活相談員および介護職員 5名が兼務します。
施 設 医	隔週火曜日（10：00～11：00）
管理栄養士	日勤（ 8：30～17：30）

8 施設サービスの概要

種 類	内 容
食 事	<p>栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</p> <p>食事はできるだけ離床して食堂でしていただいておりますが、希望に応じ居室や別フロアでも食事が可能なように配慮しています。</p> <p>(食事時間) 朝 食 7 : 3 0 ~ 8 : 3 0 昼 食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 夕 食 1 7 : 3 0 ~ 1 8 : 3 0</p>
排 泄	<p>入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立に向けての排泄用品の検討や定時・随時のトイレ誘導等の適切な援助を行います。</p>
入 浴	<p>年間を通じて週2回の入浴または清拭を行います。</p> <p>寝たきり等で座位のとれない方でも、適切な介助で個浴での入浴を楽しんでいただけます。</p>
離床、着替え 整容等	<p>寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</p> <p>生活のリズムを考え、朝夕の着替えや口腔ケアを行うよう配慮します。</p> <p>個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。</p> <p>シーツ交換は、定期的に行い、汚れのひどい場合は随時交換いたします。</p>
機能訓練	<p>日常介護の中にリハビリ要素を持たせるとともに、機能訓練担当者による入所者の状況に適合した機能訓練やレクリエーション・リハビリ等を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</p>
健康管理	<p>嘱託医師により、週1回診察日を設け、看護婦との連携を図りながら健康管理に努めます。</p> <p>また、緊急等必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。</p>
相談及び援助	<p>当施設は、生活相談員が中心となり入所者およびそのご家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</p>
社会生活上の便宜	<p>当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーションや行事、クラブ活動等を企画します。</p>
	<p>利用者、家族が行うに困難な日常生活品の購入代行、医療機関送迎および付添いサービス、衣類等の洗濯代行等のサービスを行います。</p>
	<p>行政機関に対する手続きが必要な場合には、入所者及びご家族の状況によっては、代わりに行います。</p>

9 利用料

(1) 介護保険法定給付サービス（介護保険にかかる利用料）

区 分	利用料
介護保険利用料	介護報酬の告示上の額 法定代理受領の場合は、介護報酬の告示上の額の1割または2割・3割 (市民税非課税世帯等の減免制度を適用の場合は適用された負担割合)

(食費・居住費については旧措置入所者や市民税非課税世帯等の各種の減免制度を申請することにより負担限度額が適用された場合はその適用された負担限度額)

(2) 食費・居住費

区 分	利用料	
食費	食材料費および調理に係る費用	1日につき 1,500円
居住費負担	居室、光熱水費等に係る費用	1日につき 915円

(食費・居住費については旧措置入所者や市民税非課税世帯等の各種の減免制度を申請することにより負担限度額が適用された場合はその適用された負担限度額)

(3) 介護保険給付外サービス（利用者、家族の希望による介護保険外のサービス給付にかかる費用）

項 目	内 容	金 額
おやつ費	毎日提供しているおやつに係る費用	1日につき 100円
特別な食事	利用者が選定する特別な食事を提供した際に係る費用	実費相当
理髪・美容	毎月1回（第3土曜日）理美容員の出張による理美容サービスに係る費用	出張業者の価格表（参考） 整髪 1,900円 顔剃り 600円
教養娯楽費	レクレーションや行事の材料費	実費相当
金銭管理	自らの手による金銭の管理が困難な場合の金銭管理サービス	1ヶ月 1,500円
複写物の交付	本人の希望に基づいて提供する複写物の交付に係る費用	1枚につき 10円
その他	その他、利用者、家族の希望により日常生活に要する費用で負担いただくことが適当であるもの	実費相当

10 協力医療機関

医療を必要とする場合、入居者の希望により下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。ただし、下記の医療機関での診療を義務付けるものではありません。緊急を要すると判断した場合は救急対応の指示に従うことになります。その際にはご家族の付き添いをお願いすることとなります。

医療機関の名称	所在地	電話番号
なぎ辻病院	京都市山科区柳辻東潰5番1	050-3091-1131
ごとう歯科クリニック	京都市山科区小山北溝町33-1	075-584-6480
小川皮フ科医院	京都市山科区音羽乙出町11-2	075-581-8009
さど耳鼻咽喉科クリニック	京都市山科区四ノ宮垣ノ内町1	075-595-3387
洛和会音羽病院	京都市山科区音羽珍事町2	075-593-4111

1.1 非常災害時の対策

非常災害に備えるための防災設備や避難設備等を整え、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、山科消防署と連携を図り年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行ないます

1.2 苦情等申立先

当施設へのご利用相談	当施設における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます 窓口担当者 中谷 博己 (生活相談員) 苦情解決責任者 岸田 光彦 (施設長) ご利用時間 毎日午前9時～午後5時 苦情受付ボックスを事務所カウンターに設置しています
当該施設以外へのご相談	第三者委員 白簾 文雄 (当法人 監事) TEL075-581-0197 稲葉 裕二 (福) 秀孝会理事長 TEL075-983-8110
	京都市国民健康保険団体連合会 京都市下京区烏丸通四条下水銀屋町620 COCON 烏丸内 TEL 075-354-9090 FAX 075-354-9055
	京都市介護保険課 TEL075-213-5871 山科区健康長寿推進課 TEL075-592-3290 その他の区の健康長寿推進課でも苦情を受け付けています

1.3 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

1.4 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9:00 から 18:00 来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出て下さい。また、食品等の持込みの場合も必ず届け出て下さい
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず事前に行き先と帰宅時間を職員に申し出て下さい。
食 事	食事が不要な場合は、前日までに申し出て下さい
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償して頂くことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。飲酒は決められた範囲以外はできません
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい
宗教活動 政治活動等	施設内で他の利用者に対する宗教活動や政治活動および営利活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。
所持金品	利用者の所持金品の把握、管理はできません。万一紛失した場合も一切責任を負いませんので、高額の金品の持参はご遠慮ください。

1.5 第三者評価の実施状況

第三者評価受診日 令和 6年 1月19日
評価機関 一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会
評価結果報告 緑寿会ホームページ 法人概要 情報公表 参照
京都介護・福祉サービス第三者評価Webサイト 参照

私は、本書面に基づいて山科苑 職員（職名 _____ 氏名 _____）から
重要事項の説明を受け、その内容を了承し、施設サービスの提供開始および利用料の支払いに
同意します。

注）指定介護老人福祉施設サービス利用契約における、施設使用の際の留意事項の内容も含む。

令和 年 月 日

利用者 住 所
氏 名 印

利用者の家族等 住 所
氏 名 印
続 柄

施設利用料 参考

(1) 介護保険給付サービス（介護保険にかかる利用料）

1ヶ月あたりの介護保険にかかる利用料概算

令和7年 4月現在

ご契約者の要介護度	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. サービス利用に係る負担額			
1 割負担の概算額	30,430円	33,010円	35,560円
2 割負担の概算額	60,860円	66,030円	71,130円
3 割負担の概算額	91,290円	99,050円	106,690円
2. 食事に係る負担額	46,500円 (1,500円×31日)		
3. 居住費負担	28,356円 (915円×31日)		
4. 月額負担額合計(1+2+3)			
1 割負担の概算額	105,286円	107,866円	110,416円
2 割負担の概算額	135,716円	140,886円	145,986円
3 割負担の概算額	166,146円	173,906円	181,546円

☆ 利用者のサービス利用料にかかる自己負担額や食事に係る負担額、居住費負担額には所得に応じた減免制度があります。

○生活保護法の適用

○市民税世帯非課税等の者の負担段階に応じた食費・居住費の減額の適用（日額）

・食費 1段階 300円 2段階 390円 3段階 650円 or 1360円

・居住費 1段階 0円 2段階 430円 3段階 430円

○高額介護サービス費の支給 生活保護受給者 低所得者 15,000円/月

住民税非課税世帯 24,600円/月

一般世帯な所得の方 44,400円/月

現役なみ所得者 93,000～140,100円/月

減免対象者（例）

生活保護 適用者	0円（但し収入認定に応じて自己負担あり）
1段階 該当者	9,000円
2段階 該当者	46,620円
3段階 該当者①	56,220円
3段階 該当者②	78,230円

★ 外泊・入院中の居住費について 外泊・入院中の居住費は、該当入居者の居室を確保しておく為、該当期間中について施設所定の居住費：915円/日をご負担いただきます。

★ また、利用者負担段階：第1～3段階の方については減額適用の「補足給付」が給付されない7日目以降について、施設所定の居住費915円/日をご負担いただきます。

(2) 介護保険給付外サービス

（利用者、家族の希望による介護保険外のサービス給付にかかる費用）

項目	内容	金額
おやつ費	毎日提供しているおやつに係る費用	1日につき 100円
特別な食事	利用者が選定する特別な食事を提供した際に係る費用	実費相当
理髪・美容	毎月1回（第4火曜日）理美容員の出張による理美容サービスに係る費用	出張業者の価格（参考） 整髪 1,980円 顔剃り 660円
教養娯楽費	希望に応じレクリエーション等の材料費	実費相当
金銭管理	金銭管理が困難な場合の金銭管理サービス	1ヶ月 1,500円
複写物の交付	希望に応じて提供する複写物の交付に係る費用	1枚につき 10円
その他	その他、利用者、家族の希望により日常生活に要する費用で負担頂くことが適当であるもの	実費相当
医療費等	医療機関や歯科クリニック、皮膚科等の受診、処方薬	自己負担分

介護報酬算定表（令和7年 4月現在）

■介護保険給付サービス利用料金（※介護保険負担割合証の負担割合に従う）

サービス内容	サービス単位	サービス料金		
		（1割の場合）	（2割の場合）	（3割の場合）
要介護1	589単位/日	615 円/日	1230 円/日	1845 円/日
要介護2	659単位/日	688 円/日	1376 円/日	2064 円/日
要介護3	732単位/日	765 円/日	1530 円/日	2295 円/日
要介護4	802単位/日	838 円/日	1676 円/日	2514 円/日
要介護5	871単位/日	910 円/日	1820 円/日	2730 円/日

■基本的な加算項目（※全ての項目が加算されるのではなく、要件等を満たした場合にのみ加算されます。）

サービス内容	サービス単位	サービス料金 （1割の場合）	備考
初期加算	30 単位/日	31 円/日	入所時または入院30日を超えての再入所時より30日まで
日常生活継続支援加算1	36 単位/日	37 円/日	介護職員6：1以上等
栄養マネジメント強化加算	11 単位/日	11 円/日	管理栄養士による栄養管理
看護体制加算Ⅰ1	6 単位/日	6 円/日	常勤の正看護師1名以上
看護体制加算Ⅱ1	13 単位/日	13 円/日	看護師を3名以上配置
夜勤職員配置加算Ⅰイ	22 単位/日	23 円/日	夜間帯看護師介護士3名以上配置
科学的介護推進体制加算Ⅱ	10 単位/月	10 円/月	厚生労働省に利用者情報提供
排せつ支援加算Ⅰ	10 単位/月	10 円/月	排せつ支援計画の策定、情報提供
協力医療機関連携加算1	50 単位/月	52 円/月	協力医療機関を定めて情報共有
感染対策向上加算Ⅱ	5 単位/月	5 円/月	協力医療機関と感染対策に取組む
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位/月	10 円/月	質の確保、職員の負担軽減の取組み
福祉施設外泊時費用	246 単位/日	257 円/日	入院や外泊時（月6日を限度）
看取り介護加算Ⅱ4	1580 単位/日	1651 円/日	看取り当日
看取り介護加算Ⅱ3	780 単位/日	815 円/日	看取り前日、前々日
看取り介護加算Ⅱ2	144 単位/日	150 円/日	看取り4日から30日まで
看取り介護加算Ⅱ1	72 単位/日	75 円/日	看取り31日から45日まで
福祉施設処遇改善加算Ⅰ	総合計単位数の14%		